

利益相反防止規定

(目的)

第1条 この規定は、認定特定非営利活動法人日本都市計画家協会（以下、この法人という。）が、民間公益活動を促進するための休眠預金などに係る資金活用に関する法律（平成28年法律第101号、以下「法」という）第19条2項3号ロに規定する民間公益活動を行う団体に対して助成などを行ううえで、休眠預金等の性質を踏まえて、この法人の役員及び職員（以下「役職員等」という）の利益相反行為を防止するために必要な事項を定め、当法人の職務が公正に行われることを担保すること、さらにその成果を広く社会一般に還元することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、役職員等に適用する。

(定義)

第3条 本規定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資金分配団体 19条2項3号ロに規定する民間公益活動を行う団体に対して助成等を行う団体であって、助成等の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成又は貸付けを行うもので、この規定においては、この法人となる。
- (2) 実行団体 19条2項3号イに規定する民間公益活動の実施に必要な資金について、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受ける団体をいう。
- (3) 助成等申請団体 民間公益活動を行う団体として資金分配団体に助成等を申請する団体をいう。

(禁止事項)

第4条 役職員等は、民間公益活動促進業務の一環として助成事業を行うに当たり、理事、監事、職員その他実行団体及び助成等申請団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を禁ずる。ただし、専門性や地域特性などの特別な優位性があり、「会員企業等との契約の関する規定」に則り理事会での承認を得た場合にはこの限りではない。

- 2 役職員等は、民間公益活動促進業務の一環として助成事業を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対して、助成その他の特別の利益を与える行為を禁ずる。
- 3 民間公益活動促進業務の一環として助成事業を行うに当たり、実行団体及び助成等申請団体の、理事、監事、職員その他意思決定へ関与する権限を有する者のこの法人への関与を禁ずる。

(自己申告)

第5条 役職員は就任または採用時並びに新たに利益相反状態となった場合に利益相反に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図るものとする。

- 2 役職員は定期的に利益相反に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。
- 3 前2項に規定する自己申告には次の事項を記載した書面または電磁的記録とする。
- 4 前1項に規定する自己申告には、実行団体を選定、監督するに当たり、この法人と実行団体との間の利益相反を防ぐために、次の事項を含むものとする。

- (1) 助成等申請団体及び実行団体の理事、監事、職員その他意思決定へ関与する権限の有無
- (2) 助成等申請団体及び実行団体からの収入の有無
- (3) (1) 助成等申請団体及び実行団体の実施する事業に係る活動の有無とその詳細
- (4) (1) 自身以外に関する利益相反情報

5 自己申告の内容は秘密とし、原則として利益相反防止にかかわる事務を所掌する役職員及びコンプライアンス委員会の委員以外に漏らしてはならない。

(審議及び調査)

第6条 利益相反にかかわる審議については、コンプライアンス委員会の意見を受けた上で決定するものとする。なお、コンプライアンス委員会が必要と認める時は、当該利益相反に係る役職員等に対し、事情聴取、資料提出要求その他必要な調査をすることができる。

(審査結果)

第7条 コンプライアンス委員会が審議した結果、当該事案が改善を要すると判断した場合は、委員長は、当該利益相反に係る役職員等に対し、改善勧告を行う。

2 前項の勧告を受けた役職員等は、コンプライアンス委員会に対し、勧告を受けて行った事項を速やかに報告しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規定は、2020年10月15日理事会決議後の民間公益活動を促進するため休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第19条2項3ロに基づき資金分配団体として指定を受けた日に施行する。

2024年3月28日 改訂(2023年12月20日 理事会決議)